

# 工事成績採点の審査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績採点の審査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－1① (監督職員)			別紙－1① (監督職員)		
審査項目	細別	評価対象項目	審査項目	細別	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<input type="checkbox"/> 10) その他	1. 施工体制	I. 施工体制一般	<input type="checkbox"/> 10) 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業における予期できない事象等に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 11) その他
別紙－1② (監督職員)			別紙－1② (監督職員)		
審査項目	細別	評価対象項目	審査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 12) その他	2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 12) 電気設備等について、設備更新時の切り替え作業（作業手順や確認方法等）を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 13) その他
別紙－1③ (監督職員)			別紙－1③ (監督職員)		
審査項目	細別	評価対象項目	審査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理B	<input type="checkbox"/> 10) その他	2. 施工状況	II. 工程管理B	<input type="checkbox"/> 10) 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 <input type="checkbox"/> 11) その他
別紙－1⑥ (監督職員)			別紙－1⑥ (監督職員)		
審査項目	工種	評価対象項目	審査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 12) その他	3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 12) 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 13) 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 <input type="checkbox"/> 14) その他

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績採点の考査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－1⑧ (監督職員)			別紙－1⑧ (監督職員)		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 13) その他	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 13) 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 <input type="checkbox"/> 14) 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 15) その他
別紙－2① (技術検査職員)			別紙－2① (技術検査職員)		
考査項目	細別	評価対象項目	考査項目	細別	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 12) その他	2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 12) 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 13) その他
別紙－2③ (技術検査職員)			別紙－2③ (技術検査職員)		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 12) その他	3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 ・受変電設備工事	<input type="checkbox"/> 12) 設計図書に定められている予備品等に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 13) 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 <input type="checkbox"/> 14) その他

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績採点の考査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－2④ (技術検査職員)			別紙－2④ (技術検査職員)		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	【1】 コンクリート構 造物工事	[コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物]  □15) ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、e評価とする。  □16) ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、e評価とする。  □17) ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、d又はe評価とする。	3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	【1】 コンクリート構 造物工事	[コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物]  □15) ひび割れ発生状況の初期観察・観察・調査及び補修を適切に行っていることが確認できる。  (削除)  □ ※ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、上記1)～15)の評価によらず、d又はe評価とする。
別紙－2⑤ (技術検査職員)			別紙－2⑤ (技術検査職員)		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	【3】 護岸・根固・ 水制工事	[コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物]  □16) ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、e評価とする。  □17) ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、e評価とする。  □18) ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、d又はe評価とする。	3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	【3】 護岸・根固・ 水制工事	[コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物]  □16) ひび割れ発生状況の初期観察・観察・調査及び補修を適切に行っていることが確認できる。  (削除)  □ ※ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、上記1)～16)の評価によらず、d又はe評価とする。

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績採点の考査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－2⑥（技術検査職員）			別紙－2⑥（技術検査職員）		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【4】 鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート構 造物に準ずる)	□1) 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【4】 鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート構 造物に準ずる)	□1) 鋼材の種別、品質を適正に管理している。
別紙－2⑦（技術検査職員）			別紙－2⑦（技術検査職員）		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【5】 砂防構造物工事 及び 地すべり防止工 事（集水井工事 を含む）	□7) 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【5】 砂防構造物工事 及び 地すべり防止工 事（集水井工事 を含む）	□7) 鉄筋及び鋼材の品質を、適正に管理していることが確認できる。
別紙－2⑩（技術検査職員）			別紙－2⑩（技術検査職員）		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【9】 海岸工事	[コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物] □10) ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、e評価とする。 □11) ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、e評価とする。 □12) ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、d又はe評価とする。	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【9】 海岸工事	[コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物] □10) ひび割れ発生状況の初期観察・観察・調査及び補修を適切に行っていることが確認できる。  (削除)  □ ※ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、上記1)～10)の評価によらず、d又はe評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

工事成績採点の考査項目別運用表

改定前			改定後（改定箇所：赤字の部分）		
別紙－2⑫ (技術検査職員)			別紙－2⑫ (技術検査職員)		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【10】 コンクリート橋 上部工事 (PC及びRC を対象)	<input type="checkbox"/> 6) 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 [コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物] <input type="checkbox"/> 20) ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合、調査が不適切あるいは未実施であれば、c評価とする。 <input type="checkbox"/> 21) ひび割れが補修基準に達している場合、補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、c評価とする。 <input type="checkbox"/> 22) ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、d又はe評価とする。	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【10】 コンクリート橋 上部工事 (PC及びRC を対象)	<input type="checkbox"/> 6) 鉄筋の品質を、適正に管理していることが確認できる。 [コンクリート構造物品質確保ガイドの適用範囲に示される構造物] <input type="checkbox"/> 20) ひび割れ発生状況の初期観察・観察・調査及び補修を適切に行っていることが確認できる。  (削除)  <input type="checkbox"/> ※ひび割れが補修基準に達している場合、補修が適切に行われていなければ、上記1)～20)の評価によらず、d又はe評価とする。
別紙－2⑬ (技術検査職員)			別紙－2⑬ (技術検査職員)		
考査項目	工種	評価対象項目	考査項目	工種	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【19】 電気設備工事	<input type="checkbox"/> 13) その他	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	【19】 電気設備工事	<input type="checkbox"/> 13) 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 14) 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。  <input type="checkbox"/> 15) その他



工事成績採点の考査項目別運用表の一部訂正について（令和5年5月）

「施工プロセス」のチェックリスト

訂正前				訂正後（訂正箇所：赤字の部分）			
別紙－４①				別紙－４①			
考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表
1. 施工体制	I. 施工体制一般			1. 施工体制	I. 施工体制一般	○請負代金内訳表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結の5日以内に、所定の様式で提出された。（契約後）</li> </ul>
別紙－４②				別紙－４②			
考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表
1. 施工体制	I. 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）</li> <li>・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時 1回／月程度）</li> <li>・ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）</li> <li>・ 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）</li> </ul>	1. 施工体制	I. 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）</li> <li>・ 作業員名簿を作成・提出している。（施工時の当初、変更時）</li> <li>・ 施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時 1回／月程度）</li> <li>・ 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）</li> <li>・ 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）</li> </ul>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部訂正について（令和5年5月）

「施工プロセス」のチェックリスト

訂正前				訂正後（訂正箇所：赤字の部分）			
別紙－４②				別紙－４②			
考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表
1. 施工体制	II. 配置技術者 /現場代理人・ 監理技術者・ 主任技術者	○監理技術者 (主任技術者) の専任制	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格者証の内容を確認した。(着手前)</li> <li>配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)</li> <li>専任で現場に配置している。(必要な資格を有する代理の技術者を配置している場合等を除く)(施工時1回/月程度)</li> <li>施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)</li> <li>施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)</li> </ul>	1. 施工体制	II. 配置技術者 /現場代理人・ 監理技術者・ 主任技術者	○監理技術者 (主任技術者) <b>(監理技術者補佐)</b> の専任制  ※当該確認項目の4 チェック目、5 チェック目について は、特例監理技術者 の指導により、監理 技術者補佐が適正に 実施した場合も評価 するものとする	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格者証の内容を確認した。(着手前)</li> <li>配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする)(着手前)</li> <li>監理技術者(監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐)が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。(施工時1回/月程度)</li> <li>施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)</li> <li>施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)</li> </ul>

工事成績採点の考査項目別運用表の一部訂正について（令和5年5月）

「施工プロセス」のチェックリスト

訂正前				訂正後（訂正箇所：赤字の部分）			
別紙－４③				別紙－４③			
考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表
2. 施工状況	I. 施工管理	○施工計画書	・ 施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	2. 施工状況	I. 施工管理	○施工計画書	・ 施工（変更を含む）に先立ち提出し、 <b>所定の項目が記載されている</b> 。（着手前、変更時）
			・ 記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）				・ 記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）
			・ 記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）				・ 記載内容と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）
			・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）				・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）
		○施工管理 ・ 工事材料管理	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）	○施工管理 ・ 工事材料管理	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		
			・ 出来形、品質管理		・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）	・ 出来形、品質管理	・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）
					・ 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）		・ 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。（施工時適宜）
		・ イメージアップ	・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）	・ <b>現場環境改善等</b>	・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
別紙—5		別紙—5	
ページ	内容	ページ	内容
P 3～4	<p><b>5 コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について</b> 現場打ちのコンクリート構造物のうち、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物、水密性を要する無筋コンクリート構造物（止水板を設置する護岸等）を対象とし、以下により評価します。</p> <p><b>5-1 ひび割れが発生した工事の評価</b></p> <p>① ひび割れが調査基準に達していない場合、該当する工種の考査項目別運用表の評価対象項目及び判断基準で評価します。（ひび割れが発生していない場合の評価と同様です。）</p> <p>② ひび割れが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合の取り扱いは以下のとおりとします。 ア 発生したひび割れの調査が適切に行われていれば、上記①のとおりとします。 イ 発生したひび割れの調査が不適切あるいは未実施であれば、「e」評価とします。</p> <p>③ ひび割れが補修基準に達している場合の取り扱いは以下のとおりとします。 ア 発生したひび割れの調査が適切に行われ、さらに、適切に補修（中間検査等においては、適切な補修が計画されているものを含む。以下同じ）されていれば、上記①のとおりとします。 イ 発生したひび割れの補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、「e」評価とします。 ウ 発生したひび割れの補修が適切に行われていなければ、「d」または「e」評価とします。</p> <p>④ 中間検査等で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、ひび割れが発生・進展している場合には、上記①～③によることとします。</p> <p>※ ひび割れ発生の有無にかかわらず、監督職員が文書で指示を行った場合や、検査職員が補修指示を行った場合は、「d」または「e」評価となります。</p>	<p>P 3～4</p> <p><b>5 コンクリート構造物品質確保ガイドと評価の関連について</b> 現場打ちのコンクリート構造物のうち、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物、水密性を要する無筋コンクリート構造物（止水板を設置する護岸等）を対象とし、以下により評価します。</p> <p><b>5-1 ひび割れの初期観察・観察、調査及び補修についての評価</b></p> <p>① ひび割れ発生状況の初期ひび割れ発生状況の初期観察・観察、調査及び補修を適切に行っている場合は、ひび割れ発生の有無にかかわらず当該評価対象項目（□ひび割れ発生状況の初期観察・観察、調査及び補修を適切に行っていることが確認できる）を評価することとします。 補修基準以上のひび割れであっても、適切な対応が確認できれば、当該評価項目は評価します。</p> <p>② ひび割れが補修基準に達している場合において、発生したひび割れの補修が適切に行われていなければ、「d」又は「e」評価とします。</p> <p>③ 中間検査等で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、ひび割れが発生・進展している場合には、上記①～②によることとします。</p>	

## 工事成績採点の審査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

### 工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 7	<p>7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連について</p> <p>「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」において、CCUS活用し、以下の①～③全てを達成した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。</p> <p>①平均登録事業者率90% ②平均登録技能者率80% ③平均就業履歴蓄積率50%</p> <p>なお、受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点はありません。</p> <p>ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。</p> <p>8 建設DX活用と評価の関連について</p> <p>当該工事において、以下の①を活用するとともに、②～⑤のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。</p>	<p>P 7</p> <p>7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連について</p> <p>「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」において、CCUS活用し、以下の①～③全てを達成した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>①平均登録事業者率90% ②平均登録技能者率80% ③平均就業履歴蓄積率50%</p> <p>なお、受注者の都合によりCCUSを活用しない場合、または活用を希望したが基準を達成できなかった場合であっても、減点はありません。</p> <p>ただし、提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。</p> <p>8 建設DX活用と評価の関連について</p> <p>当該工事において、以下の①を活用するとともに、②～⑤のうち1項目以上を実施した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p>	

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 9	<p>11 社内の管理基準と評価の関連について                      山口県では、従来、「社内の管理基準に基づく管理」について、県の規格値の50%若しくは80%と設定し、施工計画書に明記した上で、その基準に基づき管理した場合に、評価対象となる項目を評価していましたが、以下のとおり変更します。</p> <p>—                      &lt;社内の管理基準に基づく管理&gt;</p> <p>① 社内の管理基準を県の規格値より厳しく定め、その基準に収めるための方策（基準内に収めるための工夫）を施工計画書に明記していること。                      ② 社内の管理基準を超えた場合の対応を施工計画書に明記していること。                      ③ 管理図表に社内管理基準値を明示し管理していること。                      注1) 設定に当たっては適切な規格値として下さい。県が定める規格値の一律何パーセントとしてもかまいませんが有効に機能するように設定するようにして下さい。但し、余裕があり過ぎる場合は評価しません。（例 県の規格値の99%とする。）                      2) ばらつきについては、測定値が県の規格値の概ね50%又は80%以内に収まっているかどうかにより判断します。                      3) 山口県土木工事施工管理基準に定めのない場合において、受注者が独自に定めた場合も同様に評価しますが、この場合、出典元等の根拠が施工計画書に記載され、有意義な数値と認められる場合に限り評価します。</p>	P 9	<p>11 社内の管理基準と評価の関連について                      社内の管理基準に基づく管理については以下のとおり評価します。</p> <p>① 社内の管理基準を県の規格値より厳しく定め、その基準に収めるための方策（基準内に収めるための工夫）を施工計画書に明記していること。                      ② 社内の管理基準を超えた場合の対応を施工計画書に明記していること。                      ③ 管理図表に社内管理基準値を明示し管理していること。                      注1) 設定に当たっては適切な規格値として下さい。県が定める規格値の一律何パーセントとしてもかまいませんが有効に機能するように設定するようにして下さい。但し、余裕があり過ぎる場合は評価しません。（例 県の規格値の99%とする。）                      2) ばらつきについては、測定値が県の規格値の概ね50%又は80%以内に収まっているかどうかにより判断します。                      3) 山口県土木工事施工管理基準に定めのない場合において、受注者が独自に定めた場合も同様に評価しますが、この場合、出典元等の根拠が施工計画書に記載され、有意義な数値と認められる場合に限り評価します。</p>

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 1 0	<p>12 出来形の評価について</p> <p>(1) 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員は、測定値のばらつきと評価対象項目の評価数で判断します。</li> <li>・監督職員は、測定値のばらつきのみで判断します。 （考査項目別運用表のとおり）</li> </ul> <p>(2) ばらつきの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる工種（最も金額の大きい工種）で判断します。</li> <li>・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。</li> <li>・同種の構造物（施工管理基準の章・節・条・枝番が同じ）でばらつきを判断します。</li> <li>・連続して機能する構造物も同種の構造物としてばらつきを判断します。 （例：排水構造物）</li> <li>・現場の実測値が設計値となる場合は、ばらつきで判断しません。 （例：舗装補修の舗装幅、法面保護工の法長、断面修復工の寸法、砕石基礎・ブロック積工の裏込材の厚さ・均しコンクリートの幅等。）</li> <li>・メーカー型枠等を使用する製作工事並びに区画線工は、ばらつきで判断しません。 （例：異形ブロック製作工など。）</li> <li>・県の規格値が小さい（5mm未満）場合は、ばらつきで判断しません。 （例：橋梁伸縮装置、桁製作工の一部、コンクリート舗装工の目地段差）</li> <li>・必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。 （例：測点間隔 20mの工事について、10m間隔の管理測点数を追加する。）</li> </ul>	P 1 0	<p>12 出来形の評価について</p> <p>(1) 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査職員は、測定値のばらつきと評価対象項目の評価数で判断します。</li> <li>・監督職員は、測定値のばらつきのみで判断します。 （考査項目別運用表のとおり）</li> </ul> <p>(2) ばらつきの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる工種（最も金額の大きい工種）で判断します。</li> <li>・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。</li> <li>・同種の構造物（施工管理基準の章・節・条・枝番が同じ）でばらつきを判断します。</li> <li>・連続して機能する構造物も同種の構造物としてばらつきを判断します。 （例：排水構造物）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー型枠等を使用する製作工事並びに区画線工は、ばらつきで判断しません。 （例：異形ブロック製作工など。）</li> <li>・県の規格値が小さい（5mm未満）場合は、ばらつきで判断しません。 （例：橋梁伸縮装置、桁製作工の一部、コンクリート舗装工の目地段差）</li> <li>・必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。 （例：測点間隔 20mの工事について、10m間隔の管理測点数を追加する。）</li> </ul>

## 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

### 工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 1 1	<p>(2) ばらつきの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる工種（最も金額の大きい工種）で判断します。</li> <li>・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。</li> <li>・同種の材料及び試験項目ごとに判断します。 （例：生コン18-8-40 BBの場合、下線の4種別が全て同一のもの。）</li> <li>・測定数が10点未満の場合は、ばらつき判断不可能とします。 （考査項目別運用表の試験結果の「打点数が少なくばらつきの判断が出来ない」場合とは10点未満とします。）</li> <li>・測定値は、施工管理基準の試験基準を基本とします。 （必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。）</li> </ul>	P 1 1	<p>(2) ばらつきの判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる工種（最も金額の大きい工種）で判断します。</li> <li>・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。</li> <li>・同種の材料及び試験項目ごとに判断します。 （例：生コン18-8-40 BBの場合、下線の4種別が全て同一のもの。）</li> <li>・測定数が10点未満の場合は、ばらつき判断不可能とします。 （考査項目別運用表の試験結果の「打点数が少なくばらつきの判断が出来ない」場合とは10点未満とします。）</li> <li>・測定値は、施工管理基準の試験基準を基本とします。 （必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。）</li> <li>・社内の管理基準に基づく管理や、品質確保のための工夫が不十分な場合はばらつき判断不可能とします。</li> </ul>

# 工事成績採点の考査項目別運用表の一部改定について（令和5年5月）

## 工事成績評定の留意事項

改定前		改定後（改定箇所：赤字の部分）	
ページ	内容	ページ	内容
P 1 2	<p>14 その他</p> <p>(1) 工事書類の簡素化</p> <p>山口県では、事務手続き等の適正化及び簡素化を目的として「土木工事書類作成マニュアル（案）」（令和3年3月）を作成しております。</p> <p>マニュアルでは、土木工事共通仕様書や工事請負契約書、諸法令等における工事関係書類の位置づけと取扱いを明確にし、また、段階確認における書類のやりとりの簡素化を図るとともに、書類のやりとりが必要な段階確認項目を明確にしました。</p> <p>以下の評価対象項目では、マニュアルの趣旨に則り、書類を適切に作成し、提出しているか確認した上で評価します。</p>	P 1 2	<p>14 その他</p> <p>(1) 工事書類の簡素化</p> <p>山口県では、事務手続き等の適正化及び簡素化を目的として「土木工事書類作成マニュアル（案）」（令和3年3月）を作成しております。</p> <p>マニュアルでは、土木工事共通仕様書や工事請負契約書、諸法令等における工事関係書類の位置づけと取扱いを明確にし、また、段階確認における書類のやりとりの簡素化を図るとともに、書類のやりとりが必要な段階確認項目を明確にしました。</p> <p>以下の評価対象項目では、マニュアルの趣旨に則り、書類を過不足なく適切に作成・整理・提出しているか確認した上で評価します。</p>